

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会助成公募枠・審査基準

【公募枠】

1. 通常助成

(1) 指定福祉団体助成枠

◇助成上限:1団体 30 万円上限

◇助成対象:那覇市地区老人クラブ、那覇市母子寡婦福祉会、那覇市身体障害者福祉会、
那覇市手をつなぐ育成会、那覇保護区保護司会、障がい者地域活動支援
協議会、地域福祉推進会

◇助成内容:研修会経費、交流会事業、啓発広報事業等

(2) 民生委員助成枠

◇助成上限:1 事業100万円を上限として、予算の範囲内において総額の助成額
を設定する。

◇助成対象:

①那覇市民生委員児童委員連合会(複数事業の場合の助成総額の上限は 180 万円)

②単位民生委員児童委員協議会(1民協当たり 5 万円上限)

◇助成内容:研修会、部会活動、交流会、啓発広報(資料作成)等

(3) 自治会助成枠

◇助成上限:①地区自治会への助成額

(基本助成額 40,000 円+1自治会 3,000 円×自治会数)

②単位自治会 (5万円上限)

◇助成対象:各地区自治会連合会、単位自治会

◇助成内容:研修会、交流会、啓発広報等

(4) 一般枠(福祉団体、ボランティア団体等)

◇助成上限:1団体5万円上限

◇助成対象:NPO 法人もしくは法人格のない任意団体で、活動基盤が脆弱な団体の
運営費助成、子どもの居場所、当事者支援団体、高齢者や母親クラブ等
の利用者の会等

◇助成内容:研修会、交流会、啓発広報等

※(4)は設立から1年以上の団体を対象とする。また、(1)～(4)の交流会事業については、高齢者や障がい者等の参加を条件とし、地域の見守り活動の視点を入れること。

2. 特別助成

(1) 特別助成枠

◇助成上限:10 万円を上限とする。

- ◇助成対象:那覇市内を活動範囲とする団体等
- ◇助成内容:地域の新たな課題への対応を図る事業、記念大会、全国大会への派遣

(2)備品整備助成枠

- ◇助成上限:20万円を上限とする(購入金額の75%以内が上限)
- ◇助成対象:福祉団体等が福祉サービス提供のために日々使用する備品購入
- ◇助成内容:備品整備等

※(1)(2)共に、助成対象は単年度事業とする。また、本事業の備品整備助成を受けた団体は、事業終了年度後から5年間は備品整備助成には申請できないものとする。

3. 社協活動費

- ◇助成上限:予算の範囲内において上限を設定し、県共募からの地域助成額の50%以内とする。
- ◇助成対象:那覇市社会福祉協議会の地域福祉の充実を目的とした事業
- ◇助成内容:サロン推進、福祉教育、地域特性に合わせた事業展開が可能な事業、先駆的モデル事業、地域全体の利益や課題解決への取り組みを行う事業など。

【審査基準】

審査事項		審査項目	説明
基本項目	共通事項	運営の透明性	団体の活動内容を積極的に公開する努力をしているか。また運営面等において透明性を確保しているか。
		活動の状況	社会的使命の実現に向けて計画的に活動しているか。
		団体の将来性	将来的に着実な活動が可能か。
		経費の妥当性	申請事業にかかる経費が適当か。
		事業の必要性	団体の活動の目的に照らして必要な事業か。
		募金の協力の有無	募金の協力団体、または今後の協力が可能な団体
個別項目	先駆的モデル的事业	先駆的・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決することが期待できるか。
		市民への貢献度	市民福祉への向上に貢献できるか。
		事業の実現性・手法の具体性	計画が具体的で無理なく、実現が可能なものか。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。

この基準は、令和8年6月1日から施行する。